

令和6年 第9回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年9月25日（水）

令和6年 第9回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和6年9月25日（水）	開催場所	上里町役場4階協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後4時00分		
議長	坂本俊雄	議事参与者	飯塚昭委員、関口博孝委員		
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 産業観光係長：曾根香英 産業観光係主査：相川憲一 事務局主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	×
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	○	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	○	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

〔開 会〕 日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について 日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定によ る許可申請について	事務局 長	ただいまの出席委員は農業委員14名、推進委委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和6年第9回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
	議 長	まず議事に入る前に、本日の定例総会に傍聴人の申請がありましたので、これを許可します。なお、傍聴人は、この会議で知り得た個人情報については守秘義務があることを、ご承知願います。それでは議題に入ります。
	議 長	日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号5番 森島 了 委員 議席番号6番 菊地 宏利 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
	議 長 事務局	日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。2筆あります。土地の所在は1筆目①は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は田、面積は1, 207㎡、居住地から600m、もう1筆②は大字〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は1, 274㎡、居住地から1, 200mです。2筆共に農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する

		事項ですが、耕作面積27,849㎡、うち自作が11,449㎡。借受地は16,400㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、機械につきましてはトラクター4台、コンバイン2台等所有しております。作付けは米麦、キュウリです。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は70歳の専業農家の方で以前から管理していた農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。 2番ですが、譲受人 上里町○○○△△△△ ○○○○氏、譲渡人 上里町○○△△△○○ ○○○○氏です。土地の所在は大字○○○○○△△△△ 地目は畑、面積は320㎡、居住地から60mです。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積3,960㎡、うち自作が3,640㎡です。借受地は320㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、機械につきましてはトラクター1台、コンバイン1台等所有しております。作付けは米麦、野菜です。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は73歳の農家の方で以前から管理していた農地を買い受けて経営規模を拡大するため申請となりました。
	議長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	石倉和宏委員	1番①②について 問題ありません。
	中久木大祐委員	2番について 問題ありません。
	議長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～

日程第2 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について	議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議長	日程第2 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	農地法第4条の説明をさせていただきます。今月は2件です。 1番ですが、申請者は上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△面積は380㎡です。地目は畑、転用目的は農業用施設兼直売所です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地になります。申請者は昨年就農し、現在は祖父宅の農機具置場を使用しております。農業用機械が自宅近くにある方が作業効率が上がるため、農機具置場及び農作業スペースと苺の直売所用の施設を建築したく申請するものです。
	議長	2番ですが、申請者は上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△133㎡です。地目は畑、転用目的は敷地拡張です。形態は拡張、農業振興地域内の第1種農地です。申請者は自宅車庫から出庫の際に後退で出ている状況であるため、安全の為、敷地内で転回して前から出庫出来るようにしたく申請するものです。以上です。
	坂本 茂委員	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。 1番について 問題ありません。

日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について	清水忠之委員	2番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第27号 続きまして、農地法第5条の規定による許可申請について、一番の案件が申請取り消しとなりましたので、2番から8番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事務局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 2番ですが、譲受人 上里町〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 面積は257㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、妻と子の4人家族で借家暮らしをしておりますが将来の事を考え、自己用住宅を建築したく申請するものです。 3番ですが、譲受人 東京都〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は952㎡です。地目は畑、権利

		内容は売買による所有権移転です。転用目的は系統用蓄電池事業です。形態は新設、農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は再エネルギー発電事業及びその運営、販売を営む事業者であります。本申請地にて系統用蓄電池事業を実施したく申請するものです。 4番ですが、譲受人 上里町大字〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 4 9 9 m²。地目は畑、権利内容は使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在、親と同居をしておりますが、自立した生活をする事を考え、自己用住宅を建築したく申請するものです。 5番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇 △△△〇 9 5 9 m²のうち3 5 0 m²。地目は畑、権利内容は1年間の賃借権設定、転用目的は資材置場及び駐車場、形態は新設、申請地は農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。賃借人は上里町上下水道事業工事を受注し、工事実施のための設備を置くスペースが必要なための申請となります。 6番ですが、譲受人 群馬県高崎市〇〇〇〇 〇〇〇〇(株)、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外2筆。 地目は田、面積は7, 7 6 6 m²です。権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取、表土置場の一時転用でございます。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地になります。砂利採取・表土置場後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。 7番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆。 地目は田、面積は7, 8 2 6 m²です。権利内容は1年間の賃貸借権設定、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。形態は新設、申請地は農振農用地内の第1種農地になります。砂利採取後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。 8番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇 (株)〇〇〇〇、譲渡人 上里町〇〇〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△の△外3筆。 地目は畑、面積は4, 1 3 6 m²です。権利内容は1年間
--	--	--

		の賃貸借権設定、転用目的は表土置場の一時転用でございます。形態は新設、申請地は農振農用地内の第1種農地になります。表土置場後の農地への復元、近隣への配慮等の条件を付けて進達予定です。2番から8番までの事務局説明は以上となりますが、7番、8番の案件について、近隣住民の方より農業委員会あてに嘆願書が提出されておりますので、担当地区委員の方の現場報告の後、採決の前に、嘆願書について報告のお時間をいただいておりますでしょうか。
	議長	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、後ほど嘆願書について説明を許可します。それでは、事務局から説明がありました2番の案件から順番に担当地区の委員および現場確認の報告をお願いいたします。
	中久木大祐委員	2番について 問題ありません。
	金井 栄委員	3番について 問題ありません。
	金井 栄委員	4番について 問題ありません。
	森島 了委員	5番について 問題ありません。
	柴崎 久男委員	6番について 問題ありません
	中久木大祐委員	7番、8番について

		関口委員と現地を確認したところ、かなり草が生えているという印象でした。ただ、そういう事とは別問題として、この議案に関しては皆さんのご意見をいただきたいと思っています。今ここでは何とも言えないのですが、今後皆さんにお時間をお借りすると思いますが、ご意見をいただければと思っております。
	議 長	質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	中久木大祐委員	私と関口委員で色々お話をさせてもらってますが、先ほど申し上げた話と同じですが、こういう話はなかなか難しいため、少しご意見いただければと思うのですが、ご意見はございませんか。
	藤島 廣二委員	今日初めて見たものですから、中身もよくわかってないのですが、こういうことが書いてあるよと、ご説明いただけるとありがたいです。それと問題だと思うのが、これがもう結構前に動いているように思うのですが、何故今日にするのですか。もっと前に議案にかける事はできなかったのですか。前回のアンケートも、２０日に提出というのは、アンケートそのものが悪いということはないのですが、１９日に手元に届いて２０日に意見を出しなさいと言われても困ります。時間的余裕を持って、できなかったのですか。
	議 長	事務局をお願いします。
	事 務 局	こちらの嘆願書の日付が８月２６日になっているので、もっと早くお出しできなかったかというお話でございますが、この８月２６日の段階では、まず、砂利採取をしたいという申請書が届いていませんでした。ですのでこの段階では今後こういう議案が出てきます、ということは想定の方でございましたので、こちらの方には議案としてかけていなかったというのが現実でございます。もう１点が、こちらの内容について説明が欲しいということでお話をいただいておりますが、先ほど議事の最後にご説明させていただいたように、嘆願書が出ておりますので、後ほどお時間を頂戴したいということでお話をさせていただいております。この後私の方からご説明のお時間いただければと思いますので、少々お待ちいただければと

	議長 事務局	思います。内容については、そのときに読み上げをさせていただきたいと思っておりますので、もう少々お待ちいただければと思います。 その他にないようですので、事務局より、嘆願書についての説明を許可します。 嘆願書の内容について、ご説明をさせていただきます。航空写真の11ページをごらん下さい。11ページに5-7、5-8という数字が記載されていますが、こちら8の数字の右側に、小さな四角が分割されているのがわかるかと思います。こちらの場所が住宅という形になっておりまして、今回の嘆願書はこちらにお住まいの〇〇〇〇様からの嘆願書となります。まず嘆願書を読み上げさせていただきます。 ～嘆願書の読み上げ～ 続いて5ページになりますが、こちら中久木委員に昨日届けられたお願い書を読み上げさせていただきます。お名前は中久木委員宛てのものでございますが、内容を確認いたしましたところ、関口委員のところに届けられたものも同様の内容でございました。 ～お願い書の読み上げ～ こちらのお願書には自宅前はトタン板で囲うのではなく、ロープ式になるので危険であると記載されておりますが、(株)〇〇〇〇にトタン板で囲われると、景観が悪くなると苦情を申し入れたところ、(株)〇〇〇〇側にこのような対応もできると回答された内容が記載されているようです。(株)〇〇〇〇様への申し立てはお配りしておりますが、大まかに申し上げますと、砂利採取地をトタン板で囲うと自宅からの景観を損ねる。重機の音がうるさくて迷惑。洗濯物にホコリが付く。40年前に自宅横を砂利採取したが、銀杏の木の横に大きく長い空洞ができた。自分は病気で今後医者代が多くなると、自宅の売却を考えている。この5点が記載されておりました。(株)〇〇〇〇側とすれば、善意でこの様な対応もできると回答いたしましたが、本人が危険であるとのお考えをお持ちですので、周囲をトタン板で囲うことを条件とすること
--	----------------------	--

		は可能であると考えております。今回の嘆願書の提出に合わせまして、㈱〇〇〇〇の社長とも事前に協議をさせていただきました。安全性を重視して全面をトタン板で囲うこと。こちらの場合、景観を損なうということもございますが、安全性を重視してもらうこと。騒音に対しましては、通常以上の対応を行うということ。トタン板につきましては通常1．8mで設置をしておりますが、2倍の高さの3．6mに設置すること。もしくは防音シートの設置などについては条件として付けることが可能であり検討していただけるということでご返答いただいております。もう一点は、別添資料の6ページとなります。こちらの地域につきましては、神川西部土地改良区で土地改良事業を実施しております。そのため、土地改良事業を実施している農地につきましては、土地改良区からの意見書というものも提出されます。こちら神川西部土地改良区に意見書の申請があったのですが、こちらは農業委員会への申請期限までに間に合わなかったため、後日送付されて参りました神川西部土地改良区のから意見書をつけさせていただいております。こちらの内容といたしましては、『令和6年7月31日付で照会のあった当土地改良区域内の農地の一時転用については、下記事項の完全なる履行を条件として支障がないものと認めます。』という回答をいただいております。条件の内容につきましては土地改良施設などの保全についてのことが記載されております。以上となります。
	議 長	それでは、質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	質疑はないようですので、採決したいと思いますがお異議ございませんか。
	藤島 廣二委員	これについては、近隣の配慮問題になりますよね。近隣の配慮というのをどのように考えるかという点について、町としてはどのように考えていますか
	事 務 局	近隣配慮という点ですが、先ほど、こちらの嘆願書の内容にも記載しましたように、まず危険性のないように安全面の考慮をお願いしますという形で、全て衝立で囲って下さいというお話をさせていただくの

		が一点。あとは騒音についてですが、基本的には騒音についても騒音規制法という法律がございます。こちら特定建設作業という形で規制されている85デシベルという数値がございますので、まずはこちらを上回るとは認められないということでのお話となります。それらに関しまして、85デシベル以下だから良いじゃないですかというところには、たどり着かないかと思います。その点についても事前の配慮をお願いするという形で、ついたての高さを上げてもらう、若しくは衝立に加えて、防音シートなどを設置できないか、そういった面についての配慮をお願いすることが可能ということ、先ほどお話をさせていただいたつもりです。プラスアルファ何か必要ではないかということによろしいでしょうか。
	藤島廣二委員	できましたら、この嘆願書を出された方と、農地の砂利採取を認められた方と㈱〇〇〇〇さんと、3者で、それなりに検討していただく、話し合っていていただくことはできないのですか。我々が勝手に法律事項だから良いと決めるような事でもないように思うのですが。ある程度納得してもらった方がいいかなという感じはします。
	事務局	今のお話の中で、今回申し立てをされている方、事業者様、あとは地権者様の三者でということでの話でございますが、ここに地権者様が入れるのかどうかというのは、わかりかねるところではございます。ただ、事業者様と地権者様同士ではお話し合いはされているということで伺っております。その中でも申立者の方から、こういうところについて困ってます、お願いしますという形での申し出をされて、そちらについては事業者の㈱〇〇〇〇様側からしても配慮しますという回答もありますし、何か問題が起きた際には一切の責任を取りますという回答をしている、ということをお話を伺っております。
	藤島廣二委員	要するに、地権者の方は同格として、少なくとも、この嘆願書を出された方と㈱〇〇〇〇さんがお話をされていて、一応納得をいただいているということですか。
	事務局 藤島廣二委員	納得はしていないと思います。そのためこういう嘆願書にたどり着いたんだと思います。 じゃあ、まだ話の途中という事ですね。

	事務局	やはり求める所がどこなのかというところだと思うのですが、申立者の方は中止をお願いしております。ただ、事業者側からすれば、中止はできないという形でのご回答になっておりますので、事業者さんからすれば、こういったところには対応しますという寄り添いの形は見せていただいております。中止という結論が出なければ、申立者の方はご納得いただけないのかなというような状況でございます。
	坂本茂委員	こういう案件は、もう前から何年も出てるわけです。何件も出て、みんなこの会で許可を与えてるわけですね。ですが今回は特別に嘆願書という形で出てきてますので、これはちょっと今までと違います。ですが、だからと言って、前と同じですので、この案件を農業委員会で通さないと言う訳にはいかないと思います。私とすると、農業委員会の意見として、よく近隣の住民の〇〇さんとよく話し合ってもらって、騒音だって、いわゆる営業時間、稼働時間の調整もできるわけです。その辺のところも町が仲介し、〇〇さんの立場に立って、ある程度改善ができるような形でお願いしたいと思ういます。でも、とりあえずこの会が、今までとずっと何件も通しているわけですから、近隣住民の承諾書が絶対条件ではないということなんでしょうか。
	事務局	基本的には坂本委員がおっしゃっていただいたように、これまでも似たような案件というのがございました。違うところは、今回反対の嘆願書をいただいているという件になるかと思います。また、作業時間の規制ができるのではないかと言う点ですが、騒音に関する事という形で騒音規制法という法律がございます。この中で作業の禁止時間というものが決められておりまして、作業の禁止時間については午後7時から午前7時までとなりますので、稼働できるのも同じように午前7時から午後7時までが作業を行って良い時間ということで決まっております。ただ、この12時間の中で最大の稼働時間というのは、1日10時間まで、作業の日数は、連続6日まで、作業の禁止日として日曜日ということが法律で決まっておりますので、ここを超える規制というのは難しいと考えております。
	坂本茂委員	だから規制するのではなく、話し合いの中で何かお願いできないかなと。〇〇さんの立場も当然ですよ

		ね。ですが、今まで通していたのだから今回だけ特別に駄目ですよ、不許可ですよと言う事はできないので、できるだけ〇〇さんに沿った形での意見しかないのですかね。農業委員会でこの案件を駄目ですよと言う事はできない案件だと思います。その辺のところを踏まえて、何か意見をつけていただく等ができれば、良いのかと個人的な意見ですが思いました。
	事務局	ありがとうございます。先ほどの坂本委員のお話のように、規制ができるものではないけれども農業委員会からお願いという形で、そういう事ができないかというお話をいただいたと考えております。今後、農業委員会でたとえば許可となった場合に、県の方に進達を上げる形になるのですが、その進達の際に、今回〇〇さんからいただいている嘆願書も含めまして、その他、地域の住民の方への特段の配慮をいただけるようお願い致しますという文言も含め進達をさせていただければと考えております。
	菊地宏利委員	この嘆願書の提出先が4件になってますよね。基本的な考えでいけば、農業委員会というのは、転用を許可相当とするか、しないかだけなんですね。掘削の許可を与えるのは県ですよ。公務員的な考えでいうと、我々はそこまでです。これを見てると、町長、県知事というのは、住民のために仕事するので、町長に出てるということは町長の考え方はどうなんですか。県知事の考え方は、県知事の手紙を出せば、県知事の手紙で返ってきてるのでしょうか、町長にも出てるとすると、町長は許可を与えるとかそういうことは言わないと思いますが、どこまで住民のためを考えてるのか町長の答えを聞きたいと思います。
	事務局	菊地委員のご質問でございますが、町長宛にはこちらの嘆願書の他に、もう一通町長への手紙という形で、お話をいただいております。その中には、若干こちらと違うものがございまして、この砂利採取について規制をかける条例を作してほしい。法律を作してほしいというような文言のものもございました。それらを含めて町長への手紙という形での回答が出来上がっておりますが、その中ではこの砂利採取の規制をかけるというのは、皆様が持つて土地の中に埋まっている財産を、採れないようにしてしまうということは、憲法の財産権の侵害にも該当する可能性がございますので、それらを規制するようなことはできませんということでの回答が一点。あとは、騒音などの問題につきましては、騒音規制法という法律がございますので、そういったものも含め町として騒音を超えるようなことがあれば、きちんと指導させて

		いただきます。もしそういった部分についてのあまりにも留意することなどがあればご連絡をくださいということで回答させていただいております。
	坂本 茂委員	先ほどの回答ですが、いわゆる農業委員会ではこれを許可相当ということだけの権限しかないんですが、どこで聞いたのか覚えてないですが、条例で砂利を掘ってはいけない市町村があると聞いたのですが、今の説明だと財産権を侵害するのでそういうことはないという説明でしたが、上里町は掘っても良いというのは知ってます。だけど、どこからかこの辺の市町村で砂利を掘ってはいけない市町村があると聞いたので、その辺を確認したくお願いします。
	事務局	恐らくですが、正確に調べた情報じゃなくて申し訳ありません。砂利を掘ってはいけないという法律や条例はできないと思います。ただ、よくあるのが、例えば神流川など国有地の河川の砂利を掘ることについては、大きく規制をされていて、掘れないようになっているという事を伺ったことがございます。ただそれも必ず掘れないではなく、特別な条件下であれば掘れるというような内容になっていたはずでございます。ですので、はっきり言えば国有地は掘らせません。所有者は掘らせませんという言い方をするとそこはあるかと思います。ただ、個人の財産のところを掘ってはいけないという形での条例というのは私も伺ったことがございませんので、改めてまた調べさせていただければ、勉強させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
	議長	他にございませんか。
	柴崎久男委員	許可条件として、近隣への配慮という中に、この嘆願書を送ると言ったのですが、これはこのままコピーして複写して、添付するのでしょうか。
	事務局	はい、こちらの嘆願書の宛先に県の北部環境管理事務所がございまして、おそらく同様のものが届い

		ているとは想定しておりますが、こちらをコピーしてそのままお渡しさせていただきたいと考えております。
	議 長	他にございませんか。
	中久木大祐委員	皆様ご意見ありがとうございました。自分も勉強不足な部分もあるので、このようにご意見いただき、非常に勉強させていただくと同時に、色々のご意見をいただき、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。今後は、坂本委員が先ほどおっしゃったように、当事者のお立場というのもございますので、個人的な意見なんですけれども、少しでも柵〇〇〇〇さんが寄り添っていただきながら、物事が進んでいくようにとは、個人的には思っておりますので今後とも皆様よろしく願います。以上です。
	議 長	よろしいですか。質疑がないようですので採決したいと思いますですがご異議ございませんか。
	議 長	異議なしと認め、採決いたします。採決の方法ですが、このたびの議案は、関係傍聴人が出席していること、嘆願書提出の状況等から、上里町農業委員会会議規則第 12 条による重要事項として投票したいと思います。投票は公平を期するため無記名といたします。ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議ないようですね。採決を行います。
	事 務 局	それでは投票の仕方についてご説明をさせていただきます。今回、投票となりますので議決は出席委員の過半数で決します。可否同数の場合は議長の決するところとなります。ただいまの出席委員は議長を除きまして 13 名となります。投票の場を廊下の方に用意させていただきましたので、開票立会人の方を専任いただければと思いますが、開票立会人さんの選任をお願いできますか。
	議 長	立会人について I 番、木村隆之委員 2 番、萩野好雄委員、3 番坂本茂委員を指名いたします。投票の方法は事務局が説明いたします

	事務局	それでは立合人に選ばれました3名様の方には先に廊下に出ていただきまして、投票場所の確認と、投票箱の中が空であることなどを確認していただきます。続きまして、順番に皆様に出てきていただきまして投票の場所が1ヶ所しか用意しておりませんのでこちら右手のドアから出ていただきまして、投票用紙の記載、投票箱に投函、左側のドアから戻ってきていただくという形をお願いいたします。皆様の投票が終わりましたら、立会人の方3名の方と一緒に開票させていただきまして、有効票の確認、賛成反対の確認をさせていただきまして、議長に報告をさせていただきたいと思います。それでは3名の方廊下をお願いしてもよろしいでしょうか。
	藤島廣二委員	すいません。これは2番から8番まで一括ですか。
	事務局	そうです。一括です。
	藤島廣二委員	議案7番、8番は別にした方が良いのではないのでしょうか。
	事務局	申し訳ございません。こちら議案という形で出てきてしまっておりますので、議案第27号、1つの審議という形になります。もし藤島委員がおっしゃったようなお話の中で、これが全て否決となってしまった場合、その後どうするかという事ですが、例えば藤島委員からご提案いただきましたように、この7番8番だけを別として、今回で申し上げれば、議案が29号まで出ております。その後の30号、31号という形で別にするかどうか、その後の審議とさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。
	藤島廣二委員	わかりました。
	議長	投票箱を点検させます。

		～事務局が投票箱を掲げる。委員及び議長確認～
	議長	異常ありませんか
	議長	異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は無記名です。
	議長	これより、投票に移ります。職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。
	事務局	それでは、お呼びします。 ～順番に廊下に出て1人ずつ投票～
	議長	投票漏れはございませんか。投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名しました3名の方、開票場所へ立会いをお願いします。
	事務局	～開票、投票点検作業～ ～議長へ報告～
	議長	それでは、投票結果の報告をします。投票総数 13 票、これは先ほどの出席議員数に適合します。うち有効投票数は 12 票。無投票が 1 票でございます。有効投票数 12 票のうち、賛成が 9 票、反対が 3 票です。以上の通りです。賛成が多数でありますので、申請通り許可相当とすることに決定いたします。なお、事務局にお願いですが、進達の際には、〇〇氏より嘆願書が提出されていることを鑑み、嘆願書の添付、および事業者に適切な指導を求めるよう特段の配慮をお願いいたします。
	事務局	わかりました。

	議 長	続きまして、日程第５、議案第２８号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案について、提案いたします。事務局より説明をお願いします。
	事 務 局	議案第２８号につきましてご説明申し上げます。議案書の８、９ページをお開きください。本議案ですけれども、農地中間管理事業により地権者から、埼玉県農林公社に貸し付ける利用集積計画の議決を求めるものでございます。この農地中間管理事業につきましては、埼玉県農林公社を間に入れて、農地の貸し借りを行う制度ですが、上里町では、平成２７年度より毎年推進地区を決めて説明会や個別訪問を行っております。１０年間で、町内の全てを実施する計画となっております、今年度が最終年度です。今年度の推進地区を北部西地区としまして、金久保、黛、勅使河原地区の約７６ヘクタールを推進いたしました。 内容につきましては９ページから記載されておりますが、こちらにつきましては先ほど申し上げました北部西地区以外にも、地権者からの要望のあった農地を令和６年１月１日より地権者から中間管理機構へ貸し付けるという議案です。こちらの表の見方ですが、左側から貸し付ける農地、利用権の設定を受ける者として埼玉県農林公社、その次に、利用権を設定するものとして地権者名、右側が利用権の内容になります。全て周期は令和１６年１０月３１日の１０年間です。賃料につきましては備考に記載されている地区ごとで決まっております、本年度の貸付の北部西地区につきましては、砂利を取っていない農地は一反１万円、取っているところは一反５千円です。地区によって決まっています。順番に見ていただくと今年度は全部で２３３筆を地権者の方から農林公社の方へ貸し付けたいという要望がありまして、面積は田んぼが９万５，９９６㎡、畑が２０万７，６５６㎡、合わせまして３０万３，６５２㎡という面積を貸し付けるということになりました。こちらにつきましては、農業委員会で審議いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、飯塚昭委員におかれまして、議事の関係者でありますので、農業委員会に関する法律第３１条第１項の規定により一時退席をお願いします。

		～飯塚昭委員退席～
議	長	それでは、質疑のある方は順次御発言をお願いします。
議	長	ご異議ございませんか。質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
議	長	ご異議なしと認め、原案の通り決定したいと思いますので、全員の挙手をお願いします。
議	長	挙手全員でありますので原案の通り、計画することに決定いたします。
議	長	事務局に申し上げます。飯塚昭委員の復席をお願いいたします。
		～飯塚昭委員復席～
議	長	日程第6、議案第29号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について御提案いたします。事務局より説明を求めます。
事	務	議案第29号につきましてご説明申し上げます。
局		先ほどご審議いただきまして、地権者から農林公社への貸付の承認がされたところでございますが、本議案は農林公社から耕作者の方へ配分する議案となっております。議案書の17ページをご覧ください。左側から賃借権の設定を受ける耕作者の方の名前、氏名、住所が記載されております。その右に設定を受ける農地の情報、その隣には左の土地について既に農地中間管理機構から賃借権または使用貸借権の設定等を受けている方々の名前です。この欄が空欄の場合には中間管理機構が初めて借りて、耕作者に配分する農地でもあります。先ほど一つ前に審議いただきました利用集積の面積と一致いたします。この欄に記載があるものにつきましては、以前から中間管理機構から借りている農地について、前の耕作者が耕作でき

		なくなったということで耕作者変更となった農地となっております。こちらの表を一番から順番に見ていただきますと３０ページの２５１番までが通常の貸し借りとなっております。こちらの面積は、田が１０万２，６３０㎡、畑が２２万５，５４６㎡、合わせて３２万８，１７６㎡が埼玉県農林公社から耕作者へ配分される議案となっております。また、３１ページの３行目のⅠ番から３８ページの１２６番につきましては、ひびきの農産(株)に１１月から６月まで麦を作るため、裏作として、先ほどの説明いたしましたⅠ番から２５１番の内、麦を作る農地につきまして使用貸借としてこちらが再計上されております。配分計画案につきましては以上となります。
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、関口博孝委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、一時退席をお願いいたします。 ～関口博孝委員退席～
	議 長	それでは、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂 本 茂 委 員	促進計画の方ですが、名前を見ますと、(株)〇〇〇〇が載ってますが、情報とすると、もう農業できない状態と言うのが実情という情報があります。ここに載ってるという事ですが、農業を一生懸命する方が載ってくるものだと思っていたのですが、その辺のところ説明をお願いします。
	事 務 局	どの情報が正しいかというのはわからないと思うんですが、私達をご本人に確認させていただいているのは、現在約６０ヘクタールから７０ヘクタールに近い数字の面積をやられているものを１０ヘクタール減らしたいということではお話は伺っております。ですので減らすというところでございますが、廃業とかそういうお話は伺っておりませんので、今回載せさせていただいております。

	坂 本 茂 委 員	そういうことで、いろいろな地域の情報を持ち寄って、より適切、適正な判断をこの委員会ですたいと思ってるので、そういう意見を言ったのですが、そういう情報があることを行政の方も踏まえた中で、動向を今後とも注視をしていただければありがたいかなということが、私の意見でよすのでよろしく願いします。
	事 務 局	承知いたしました。
	議 長	他にございませんか。質疑がないようですので採決したいと思いますがご異議ございませんか。
	議 長	質疑なしと認め、原案の通り計画することに賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので、原案の通り計画する事に決定といたします。
	議 長	事務局へ申し上げます関口博孝委員の復席をお願いします。
		～関口博孝委員復籍～
	議 長	続きまして日程第 7、第 8 回上里町農業委員会定例総会 議案第 2 4 号の継続審議について事務局より説明を求めます。
	産業観光係長	先月より引続きまして議案第 2 4 号となります。産業観光係曾根ですよろしくお願い致します。この度は 8 月の農業委員会でご説明いたしました農業振興地域計画の変更案の件につきまして、改めてご説明をいたしたく、お時間をいただきました。先月に引き続き、ありがとうございます。先月申し上げた内容と同じにはなりますが、委員の皆様には、発言や議論をお願いするところでございますが、最終的な農業委員会としてのまとめのご意見について、農地の利用関係の調整や農地の構造政策の観点から、このたびの農業振興地域整備計画の変更案について、支障のあるなし等に関してご意見を賜りますようお願いいたし

	産業観光係主査	ます。なお、クリアファイルに入れました書類をお配りしてあるかと思います。こちらが今回皆様に見ていただく内容になりまして、この中の資料 1 と資料 2 につきましては、今回計画者の㈱〇〇〇〇様の情報も載っておりますので、議案の終了後、回収させていただければと思います。では詳細を担当から説明させていただきます。 産業振興課産業観光係の相川です。お手元に資料 1～資料 3 をお配りさせていただきましたので、こちらを使いながらご説明させていただきます。資料 1、上里町農業振興地域整備計画の変更についてご覧になってください。最初に、農業振興地域からの除外手続きについて、概要をご説明させていただきます。農業振興地域内の主に青地と呼ばれている農地につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、以下、農振法と言わせていただきます。こちらに基づきまして、農地以外の利用は厳しく制限されております。ただし、農業振興地域からの除外について、申請者より提出される事業計画が、農地法、開発許可または開発協議、農振法における 6 要件の基準等を満たす場合に限り、除外は可能となります。こちらは、農振法の第 13 条 2 項に基づき、条件を満たす場合には除外ができるという法的根拠に基づいた処理となっております。続いて、今回提出されている案件についてご説明させていただきます。今回提示されている内容といたしましては、㈱〇〇〇〇より上里町内にある食品加工施設について、食品加工施設の増設に伴った駐車場利用地とした施設拡張について、農振除外の申請を受けているものになります。こちらの場所につきましては、航空写真の 12 ページをご覧ください。同じく資料の 1、除外案件と書いてある図面を用いましてご説明させていただきます。今回の施設拡張につきまして除外を行う土地について、既存の施設敷地(A)と面していることが条件となっております。そのため、隣の拡張予定の敷地、こちら(B)場所といたしましては勅使河原〇〇〇〇、こちらを含めました 7 筆の農地につきましては、農振除外の申請が提出されました。資料 1 の図面を確認していただきまして、施設の整備計画につきましては、既存の食品加工施設の下土地について現在こちら職員駐車場として利用されています。こちらの場所に新たに食品加工施設を増設し、こちら(B)の拡張する土地に、新たに職員用駐車場を設置する計画が予定されております。続きまして、相談案件に対する判断基準についてご説明させていただきます。お配りいたしました
--	---------	--

		資料の 2 番、農振除外要件の判断基準についてというものをご覧ください。こちらにつきましては、農振除外における 1 号から 6 号の除外要件について、どのような判断基準があり、町がどんな理由で判断したかというものをまとめたものになります。まずは要件の 1 号についてからご説明させていただきます。1 号の除外要件につきましては、変更に係る土地を農用地等以外の用途に供すること。 必要かつ適当であり、農用地以外に代替する土地がないと認められていることとなっております。こちら判断基準といたしましては、除外をする必要があり、当該地を選定した理由があること。既存の施設等がある場合については、現在の使用状況から見て、新たに拡張を必要とする理由があること。直ちに利用する等の具体的な計画であること、こちらの内容が判断基準となります。それらに対する町の判断といたしまして、まずはなぜ他の白地ではなく、青地を除外してまで、該当の場所なのかという理由についてご説明させていただきます。今回事業計画を進めている事業者につきましては、他に白地の土地を所有しておらず、既存の食品加工施設の近くには、駐車場として利用するには適した白地がない状況にあります。そのため、既存施設の敷地拡張以外に方法がないため、農地の除外申請という方法が選択されました。続いてそのような方法がとれる根拠についてご説明させていただきます。皆様にお配りいたしました資料 3、農地法の運用についての制定、こちらの資料をご覧ください。こちらにつきましては、農地転用などを実施する際の規定となる事柄について、国が制定したものととなります。5 ページをお開きください。資料 5 ページの真ん中あたりの、(イ)とありますが、ここからが許可の基準という内容となっております。続いて、資料の 8 ページをお開きください。こちらに申請に係る農地を特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること、ということが書いてあります。その中(イ)というところがありますが、内容につきましては、既存の施設の拡張、(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限る)。なお、既存の敷地の拡張とは既存の敷地の機能を維持、拡充のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することと言うという記載があります。この内容をもとにしまして、今回の敷地拡張についても、基準に沿っているため、町では第 1 号として属しているということで判断させていただきました。続いて、上里町の施設に増設を選定した理由につきましても、申請者が新規事業を計画したことにより、野菜の加工製品について、生産等の増加が求められることがわかります。そのため、野菜の加工施設の規模拡張についても必要性はあると判断できました。そして、野菜の加工施設を取り扱い、大量生産する都合上、関東地区に既存施設
--	--	---

		があり、かつ拡張の見込みがある上里工場の他に選択する土地はないということで、第1号に即しているということで判断しております。続いて要件の2号についてご説明いたします。除外要件の第2号につきまして、農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることとあります。こちらの判断基準につきましては、除外する土地の耕作者が地域計画の目標地図に位置づけられていないこととあります。こちら2号に対する町の判断といたしましては、地域計画につきましてはまだ未策定であり、該当から外れていると判断しております。続いて、要件の第3号についてご説明いたします。第3号の除外要件といたしまして、農地等の集団化の作業の効率化、その他農地利用の効率、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認めることとなっております。こちらの判断基準として、除外後の農用地区域の農用地が農作業の効率性や必要性な地域的連続性を有すること。除外により、残った農用地区域または周辺農地の営農に支障がないこととあります。こちらの判断につきましては、既存の農地が、該当の農地が除外されたとしても隣り合っている農地について分断される等の問題は生じないと判断できております。また、周辺農地の集団化につきましても、該当の農地については、道路に面しているため、支障がないと判断いたしました。続いて、要件の第4号についてご説明いたします。まず除外要件といたしましては、効率的、安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすことがないとなっております。こちらの判断基準につきましては、除外により、農業経営を営む者の営農に支障がないこととあります。第4号の町の判断といたしましては、まずこの案件で該当する農地の所有者につきまして、(株)●●●●が当てはまります。(株)●●●●では耕作している面積については、およそ30haであり、今回の申請で挙げられている農地の合計面積が3,015㎡であります。よって全体の1%にも満たない面積であることから今回転用に関して、経営に支障はないと判断いたしました。続いて、要件5についてご説明いたします。5号の除外要件といたしましては、農用地等の保全、または利用上の必要な施設の機能に支障を及ぼすことがないこと、こちらため池、防風林灌漑、灌漑用排水施設等が当たります。こちらの判断基準につきましては、農道、農業用排水施設等の維持管理に支障がなく、除外後も引き続き従前と同様の機能が確保されることとなっております。こちらに対する町の判断といたしましては、該当の農地が除外されたことによる、農道、農業用排水施設等への影響はないと判断いたしました。続いて、要件の
--	--	--

	議長 坂本 茂委員	6号についてご説明させていただきます。6号の除外要件といたしまして、土地基盤整備事業を完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していることとあります。こちら判断基準につきましても、農業用生産基盤事業の工事完了後8年を経過していない土地が含まれていないこととなっております。町の判断といたしましては、土地改良事業から8年以上経過していることから、基準を満たしていると判断いたしました。以上により6要件を全て満たしていると町では判断したため、農地法の運用の観点から見ても、基準に則しており、この案件に対する農振除外の申請について、受理を行って問題ないと判断いたしました。以上が案件の説明になります。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上で事務局より説明が終わりますが、質疑のある方は順次発言をお願いします。 先月の会議で意見は言っているので、私自身の解釈、見解が違うのかどうかわかりませんが、理解ができないところは何点かありましたので再度質問をさせていただきます。農振除外というのは、先ほど言った通り原則、青地は農業専用の土地です。他の土地にしてはいけませんというのが、青地の農地ということで、この場所は青地ですと町が指定した場所ですよ。その青地を農振除外によって、この会議で通って県で通れば白地に変更ができるわけです。県に対してこの委員会の意見を付けて提出をし、県は委員会の意見が賛成ならばほとんど駄目だとは思わないと思うのですが、県の決定を受けるわけですよ。その青地を白地にする関係で、青地から白地にしたいという人がたくさんいます。私も相談を受けますが、宅地と宅地の間に青地があるんだよ。それを役場に頼んだけど、白地にしてくれないんだという話も聞いてます。今回のケースは、いわゆる青地のところを、農振除外をかけて加工場、出荷場を作ったが、経営がうまくいかないからと1民間企業に売却したわけです。だからその土地は農地でも何でもなく、白地の通常の土地に、変わったということです。その場所で営業する上場企業が、隣の青地を白地にして下さいという申請が上がってるわけです。工場の隣が青地、住宅の隣が青地だというのが、上里町はいっぱいあるわけですよ。このところに必要かつ適当であれば許可を出しますと載っています。だから、個人のサラリーマンの住宅の人に会っても、子供が免許を取って自動車買ったんだ。でも建売住宅なので駐車場がない、困ってるので隣の青地のところを売ってと言ってるけど、そういうものは認めませんというのが今まで役場の立場だと思ってました。その案件と今回の案件のどこが違うんですか。1民間企業の隣が、
--	-------------------------	---

		隣地だからといって、青地から白地への申請を結構ですよって。前も小暮委員が言いましたが、第1工場、第2工場、第3工場を作って全て隣地を農振除外ができるなら、そのうち優良農地がなくなるんじゃないかというご意見を言ったんですが、私もそれを心配しています。今回もこの(株)〇〇〇〇の土地は優良農地だったんです。それが今は、会社用地に変更になり、今度は会社の隣の青地農地を白地に変えたいと。それを認めるならば、私が先ほど言った、外の会社でも事業を拡張したいので、隣の青字を白地にして工場を作りたい、駐車場にしたい。個人の世帯が隣地の青地を白地にして、そこに駐車場を作りたいと。私はそういうものが良いならば、許可するならば、この件を賛成してもいいかなと思ってます。その辺の見解をしつつ、あと3点あるんですけど、まずは1点目、そこで区切って見解をお聞きしたい。
	産業観光係主査	先ほどのご質問につきましては、まず今回除外をする際には、除外の必要性があるかどうか、ご相談を受けた上で、本庄農林などにご相談した上で、その方の所有の白地等が他にないか、そういう要件などを調べた上で、除外の必要が認められるかどうか県と相談した上で、認められたもののみ受け付けを行っております。ですので今回相談いただきました、駐車場の件については、本庄農林事務所などと相談した上で、可能である場合のみ申請受け付けをさせていただくといった形になります。
	坂本 茂委員	そうすると、先ほど私が言った他の会社、他のサラリーマン世帯も必要だということになれば、認めていただけるんですね。そうでなくて、(株)〇〇〇〇だから、(株)●●●●だからということじゃないですよ。そんなことを言ってたのでは、私達農業委員は務まりませんからね。それだけ言ってもらって、いわゆる同じ条件で。どこが違うのかを説明してもらって、農林が良いって言ってるのはどういう基準で良いと言ってるのか、町としても見解があると思うんですよ。その辺のところをもう一度説明いただけますか。
	産業観光係主査	先ほどのご質問につきまして、最終的に除外を行った後は、農地転用の処理があります。農地転用につきましては県の許可になりますので、まず農地転用の見込みがなければ除外について受け付けは行なっておりません。

	坂本 茂委員	農地転用するから白地にするんでしょう。
	産業観光係長	坂本委員がおっしゃってるのは、判断基準は常に同じなのかというところかと思います。こちらの基準につきましては、配布した、横資料の法律に基づいた判断基準というのは法律上、公にされているものですので、町としての回答は全ての相談に対して同じ判断をする。そうしないと逆に法律違反になってしまいます。私はこの４月から着任したため、前のご相談の細かい部分はわかりませんが、実際によく聞きますのが、相談してみたら、他に白地があった等、そういうケースはあったとお聞きしてます。ただ、お答えとすると、この横書きの法律にある６要件、こちらを全て元に判断をします。
	坂本 茂委員	農業委員の立場で言うと、ほとんど白地になっちゃうんじゃないかなと思うんです。今までこの委員会で許可がでたのは、例えば１７号バイパスが出て、ちょうどその道路の計画の上に建物があったので、その建物を壊し、他に白地がない為、青地のところへ自己用住宅を作りたい。あと、子供たちが独立するので青地しかないから許可出しますというのが、今まで私達が許可を出してきた基本線なんです。ところが今回は農業もやってない、農業法人でもない(株)〇〇〇〇という会社が青地を変更できるなら、例えば私の家に青地しかなくて、私の隣に先ほど言った駐車場を作りたい。倉庫を作りたいというのも、今度は許可をいただけるという、この必要性だとか適当というのは曖昧なんですね、何が必要で何が適当なんです。それぞれ違うわけですよ。だけれども、いわゆる(株)〇〇〇〇さんの事例を見ると、ほとんどＯＫじゃないですか、駐車場を作りたい。使いたいって。
	菊地 宏利委員	今の町の判断基準、特に１号の判断基準というのは、上里町でやってる判断基準ですか。
	産業観光係主査	こちらは第１号の農振法の１３条の２項の第１号とありますが、こちらを参考にして、他の市町村などを見た上で法令に違反していないというところを基準といたしました。上里町だけではないです。
	菊地 宏利委員	私も色々なところを調べてみましたが、他のところは３項目４項目みんな出ています。なぜこういうこ

		とを言うかという、前回も言いましたが、私は昨年8月に、ここの土地を買って購入すると、株主総会の資料に書いてあるって言ったでしょ。昨年8月にそれを見てるんです。だから、もうここありきでやってるから、余計あなた方を疑うんだけど、じゃあ、この1号議案は法律通りですよ、町で判断しましたよって言うんならそれで良いんですよ、法律上何もないと思うけど。じゃあ他に、前に坂本委員が言ったけど、あの土地以外に、近くにあるんじゃないの、そういう問い合わせしてますか。話を持ってきた時に。そういうところを買うように交渉したかどうか、あまりにも期間が短かすぎます。普通はそういうところを見つけましたかと聞きますよね。どこの市町村もやっていますよ。だから、町の判断はここだよって言うなら仕方がないけど、他の市町村を見てるならそういうふうにやらなければ、坂本さんが言うように簡単に、隣いいですよって、いくらでも理由はつけられます。私もつけられると思いますよ。だけどやっぱり受けた時点で除外予定地がその面積の最小必要面積であるかどうか、それ以外に、駐車場が近くにあるんじゃないか。100m位の土地を与えるべきだとか、そういう事してるんですか。
	産業観光係主査	先ほどのご質問に対しましてまず町の方からどこの土地ということでは示してはおりません。
	菊地 宏利委員	他市町村の事例を見ると、他にそういうところがありますかとか、あたりましたか、どうしてもそこじゃないかや駄目なのかと言う事をやって、なるべく許可を出さないようにしてる訳なんです。いくつかの市町村を見てるとね。だけどあまりにもすんなり行き過ぎちゃっているし、昨年の私はその頭しかない。総会資料であそこを買いました、契約しました。そして6月に道路を払い下げました。出来過ぎじゃないですか、あまりにも。だから言ってるわけです。法律上何もないと言っても、出来過ぎじゃないのかっていうのが私の考えです。だから町はどこまで首を突っ込んだのか。農業委員会に関してはこの1号が一番だと思うよ。それは県に聞けば県はわからないんですから。県は町の説明を受けた通り、良いんじゃないでしょうかと思います。やっぱり第1関門、関所だからね。ここが。通すか通さないか、そこでやって、どうしようもありませんよって言うんなら、しょうがないと思う。あと面積は3,015㎡って言ったよね。3,000㎡越えると県の委員会にかかる必要がなかったですって。

	事 務 局	農地転用になれば、県の農業会議の方へかけます。今回まだ除外ですので、そこには至ってない状態です。
	菊地宏利委員	なんでわざわざ大きくして3, 0 1 5 m ² なんですか。
	事 務 局	今回の案件で言うと、開発も3, 0 0 0 m ² 超えると、都市計画法29条の該当になりますが、隣がもう既に1万平米で該当になってますので、別に2, 9 7 0 m ² だろうが3, 0 0 1 m ² だろうが該当になります。
	関口博孝委員	ちょっといいですか。㈱〇〇〇〇は上里町のためになってるのか。産業振興課はそのくらいの事はわかるんだろ。一般の情勢をちつとも知らないな。俺の同級生だつて8ヶ月も金をもらえなかった。相場が安くなると他所から買っちゃうんだよ、あそこは。そういうのをちつともわからないのが産業振興課だよ。あそこは本当に足を引っ張るだけだよ。誰の指導のもとにやってるのが、知らないよ。だから㈱●●●●に売って、まだ土地を増やして、㈱△△△△の方を売るんだろ。よく考えてみな。今㈱△△△△の方だつて従業員はいないだろう。日本人はほとんど逃げちゃったよ。貰えないから。そういう事をちつとも知らないんじゃないか。指導もできないじゃないか。俺の同級生なんか4～5人逃げちゃったよ。金がもらえないで。ちょっとはよく考えないとだめだよ、これが上がってきたら。農業委員会は知ってるのか。
	事 務 局 関口博孝委員	すいません、最初の言葉が、㈱〇〇〇〇はというお言葉でしたけど、内容は㈱●●●●のお話ですかね。㈱●●●●と㈱〇〇〇〇は同じだろう。
	事 務 局	㈱〇〇〇〇さんの方で賃金の不払いがあったんですか。
	関口博孝委員	そうではない。㈱●●●●のほうだよ。
	事 務 局	それは納品に関してという話ですよ。

	関口博孝委員	そうだよ。8ヶ月貰えなくて、どうしようもなく□□□□に逃げた人が、何人か居るんだ。委員が言ってるけどさ。おそらく今度は間違いなく㈱△△△△の方も売っちゃうよ。自分で経営が出来ないんだから。金は突っ込んだけどさ。あそこの周りだって4反と6反で交換したりしてるんだから。役場も良く勉強しなければ、上里の農業がだめになるよ。ただ申請があったからって許可を出しているんじゃない駄目だよ。自分で建てたら、自分で経営しないと。
	事務局	貴重なご意見として承ります。申し訳ないですが会社の経営のこととか、役に立ってるかっていうことのお返事は、この場では難しいのかなと思うんです。
	関口博孝委員	相場が落ちればキャベツは買ってもらえないと俺の知り合いがいていたよ。町もいろんな情報を集めればいいんだよ。
	事務局	相場が高くなっても買ってくれとはちょっと言いにくいかなとも思います。そこのところは勉強不足ですので勉強させていただきます。
	関口博孝委員 事務局	何年か後に㈱△△△△を売ったら産業振興課が責任を取れるのか。 ㈱△△△△の方については国の補助金なども入ってる案件ですので、そこについては、町としても必ず関与して参りますんで。それを数年後に売るとなると町としても大幅に絡んでいきます。その点については、お話はさせていただきます。
	坂本茂委員	これに賛成するか賛成しないか別として、今度新しく増築する工場は、どのくらいの規模でどのくらいの人を使うんですか。

	産業観光主査	質問にお答えいたします。新しく計画している施設につきましては、床面積が4,299㎡です。人数につきましては100人ほど増える見込みになります。
	坂本茂委員	合計でどのくらいそうですね。現状の時は
	産業観光主査	現状は36名ですね。それから厳密には予定なんですが、こちら5年後に155名を見越しております。
	坂本茂委員	結構大きいですね。この表のこの赤い部分は白地になってるんですか。
	産業観光係主査	そちらは青地です。
	坂本茂委員	後でまた、従業員が増えたら農振除外がかかってくる。
	事務局	補足ですが、その上の部分は青地ですが、農業用施設用地という形で、建物が建ってます。
	菊地宏利委員	だからそのハウスが農業用ハウスとして作ったのか知らないけど実際には倉庫に使ってあって、全部を舗装しちゃったんですね。
	金井 栄委員	先ほどの継続審議の航空写真の北側、そこは先ほどの説明だと、私も近くにハウスを賃貸しているので毎日使うので、よく通るのでわかるのですが、鉄骨のハウスが建ってますよね。そのハウスと現在の審議にかかっている場所の間がアスファルト舗装になってるんですよ。それは地元の農家の方達は皆、そのように話をしており、前から聞いてまして、農地で砂利を敷くのでさえ、なかなか許可にならないのが、農地でありながら、農業施設とはいえ、隣接地にアスファルト舗装をしてしまうっていうのは、そういう形の許可は出したんですか。
	坂本茂委員	青地でしょう。そこは。青地で舗装しているんだよ。すごいね。

	事務局	こちらの図面で農業施設用地となっている、この建物については青地ですが、農業用施設用地、施設倉庫とかですね。ハウスになってるのは〇〇〇番の方ですよ。そちらのハウスの方は農業用施設用地でして、ハウスは転用の許可を取らないケースっていうのもあるんですね。ここの西側の方にハウス団地もあると思うんですけども、ハウスを作るという、除外転用というのはかけてないんです。ですのでここについては、許可が下りてますかというご質問に関して言えば、降りてませんというお答えになります。舗装されてるのが良いのですかというご質問に関しては、確認させてください。ちょっとそれについては今後、お話し合いがもしかしたら(株)●●●●さんと必要になるかもしれませんので、それについては確認をさせてください。
	金井栄委員	わかりました。周りの方から前々から舗装しているねっていう話が出てたので、内部のことよくわからないので、一応現場確認してください。
	菊地宏利委員	多分南側は〇〇〇番と〇〇〇番でそれを切ってるから、農業ハウスはそこに引っかかっていると思うんだよね。舗装しているから、それも気になってたんだよね。除外の方では農転のときには必ず、舗装を外さないと駄目だよと言うんだと思うけど、除外でどうなんだろう。もし舗装してしまっているならば。そこが1点。
	事務局	今の状況で、私も現地を見ないと言い切れなくてすいません。なので、今回の除外するエリアに入っているかどうかというのもありますし、入ってるから良いと言うわけではないですよ。入ってるかどうか、入ってなければ今後もずっと続くことなので、是正の指導、そういったところになると思うのですが、今の状況では、ここはこうなんです。そうなんですかという世界でお話をしています。現場を見させていただいて、今後、農業委員会の方で対応させてください。これについては、どうこうしますという話ではなく、現状がどうなのか、この土地はどうなっているのか、これから測量していくとなればおそらく杭とか測量で入ってくると思いますので、それら見ながら、ちょっとはみ出してませんか、駄目じゃないですか

		というところが出てくれば、農業委員会の方から指導させていただきます。
菊地宏利委員		私もうろ覚えですが、分筆する前に、ここからこの土地の半分を除外しますというのは良いというのがあったような気がしますが。その分筆をする土地が青地だか白地だかわからないけど、舗装してあるのは知ってました。だからもし青地だったら、その分筆する除外する土地を農地以外に使ってるとなるから農業委員会としてはそこから絶対しなきゃいけないと思ったんだけど、わからないから駄目ですね。
議 長		よろしいですか。採決したいと思いますがよろしいですか。
藤島廣二委員		色々ご意見いただいたので、私もなんとも言えないところありますが、町の振興や、農業の振興というのを考えたとき、どうなのかという視点も非常に重要だと思っております。例えば今度、加工場ができるとなると前回もどなたかおっしゃってましたが、雇用が増える。雇用が増えるということは町の振興になること間違いないですよ。農産物の販売先が増えるということも農業の振興に役に立つ面があるんですよ。例えばキャベツを買ってないという意見がありましたが、(株)〇〇〇〇になるかどうかわかりませんが、それを買うところが、どういう規格のものなら買えるという説明会を開くとか、そうことを条件とするということが考えられるので、そういう条件をつけて農業振興に役立てるといような事を考えても良いのではないのでしょうか。あるいはこのまま、加工場が出来るという事などがあつたときに、全部やめましょうということになってしまつては、町の振興にはならないです。また農業も青地が減るか減らないかと言う事もありますが、青地が全部白地になるなんてことは考えられないので農業を発展させるために、ただ単に今回の件は駄目だということにはならないよう十分に考えてほしいなと思います。
坂本 茂委員		ただいまの意見は、当然です。町の振興という面から見れば非常に大切なと思うわけでございますが、元々この優良農地に、□□□の会社とか、おーいお茶の□□□だとか、そういう会社に町の方で、(株)●●●●●●を入れないで、どんどんすれば、農業振興になっていくんじゃないですか。でも今回はたまたま(株)〇〇〇〇〇〇がここにあっては、本来は違法物件なんです。ここはそういうことで転用したんじゃないんですから。農振地域の優良農地の青字だったわけです。ところが、(株)●●●●●●さんが出荷場も建てて、上里町

		の農業の発展のために転用して、結局は駄目になり、㈱〇〇〇〇にすがって㈱〇〇〇〇が買ったわけです。これが農業の振興と言うなら、そんなまどろっこしい事をせず、最初からこの近辺を売ってくださいよ。□□□□さんとか農業関係会社は色々あるんですから。
	藤島廣二委員	ちょっといいですか。
	坂本 茂委員	まだ私が喋っているので黙ってください。私が議長の許可を受けて意見を言っているの、あなたの意見はその後言ってください。だからそういう話を、いわゆる㈱〇〇〇〇さんや㈱●●●●が絡むと全部こうなっちゃうわけです。皆さん方も知ってるでしょう。総会の資料にだって載ってるんですよ。だから、そういうことがないように本来は、やるべきだったんです。昔に戻って欲しいです。上里町の農業の発展のために有機肥料、有機農業をして、上里町の農産物を縦に売っていこうということで発足したわけです。だから私は、関口委員の意見がごもっともだと思います。青地を白地に変えて全部売ってるわけですよ、現実。だからこんなこととしてれば、この近辺は全部白地になりますということです。だから、農業振興だとか、税収があるとかっていうのはこの農業委員会で検討することではないんです。農業委員会は何のためにあるんですか。こういう農地を守るために、上里町の優良農地を残すためにあるんです。先ほど言った農家住宅だとか自己住宅っていうのは、白地がなければやむを得ないだろうと言う気持ちも私だってありますよ。そういう事だから、この場を持って農業振興なんて言葉を出さないで欲しい。他にもあるんですから、農業振興は。それが私の意見です。
	木村 隆之委員	今坂本委員が言われた事もわかりますが、今回の件は、㈱〇〇〇〇が規模拡大をして、駐車場がなくなるため、その隣に用地を取得したいという案件だと思います。㈱●●●●は特に関係ないと思います。たまたま㈱●●●●の土地であったと考えております。ただ、坂本委員が言うように、昔あそこは農振農用地であったのを農産物加工場という形で開発したという形です。ただ、㈱〇〇〇〇に譲るときに、私もその時は町産業振興の担当でいましたが、どうしてもあそこを㈱〇〇〇〇が借りなければ、㈱●●●●は頓

	藤島廣二委員	も、市街地は別に知らないわけじゃないから、認めてあげたいのですが、何として次から次へとこういう事業をやってくるわけですよ。農協の組合員も、もう300万円だ500万円だと1,000万近く未収金があるんだ。困ったという様なことを言ってるから、きちんとした組織になって欲しいわけです。でもその可能性はほとんどないのかなと思ってますが、頑張っていて、ホームページを見たら、不死鳥のように蘇ると言うのを第1号に指定していただいたというのだから、蘇ってほしいです。 いずれにしても、(株)●●●●について感情的に言っても仕方ないので、私もよくわかりませんが、色々ご意見があるのは、ご意見をお聞きして、色々あるんだなとは思いましたが、それよりも、その農地の転用についてどうなのかということを、法律的には問題ないということでありましたけども、先ほど補償の問題が出てきましたが、補償の問題等についても、どうなのかということをおある程度明確になると、それに賛成するのか賛成しないのかというのがやりやすいと思います。いずれにしてももう今日決めなくてはまずいですか。
	菊地宏利委員	反対の意見が多くても、その案件はこれだけですよね。
	事務局	期日の件につきましては、前回のときもお話させていただいたと思いますが、もう回答期限は過ぎておりますので、延ばせるとしたら今日までです。
	関口博孝委員	私の家で牛舎を作るときには砂利が敷いてあったので掘削したんだよ。これを掘削しなければ許可は出さないっていうので掘削したんだよ。掘削した後、3人くらい現場を見に来てさ、それで許可が出たんだ。少しは厳しくしなきゃ駄目だ。今従業員がいないだろう。俺の知り合いだって十何人もいるよ。野菜を売っても金をもらえなくて8か月ももらえないんだから、みんな△△△行っちゃったよ。それを役場は見てて黙ってる。

	事務局	関口委員からは先月その砂利のお話をいただいていたかと思います。現場の方も拝見させていただいております。ただ、その砂利の部分につきましては、一度農地転用をとって、農業用施設用地、農業施設のテント倉庫が建っていた場所ですので、そこに砂利があることについては問題ないという見解を出しております。先ほど金井委員からお話いただきました舗装の件につきましては、現場を見させていただいて、そこがもし違反転用であったり、許可がないものであれば、その点については町の方から指導させていただきたいと思いますが、その辺については回答はお時間くださいということで、先ほどもご回答させていただいておりますので、ご了承いただければと思います。
	関口博孝委員	先月から問題になっているのに、まだ見に行っていないのか。
	事務局	砂利の所は見に行かせていただきました。
	関口博孝委員	アスファルトの所は。
	事務局	その話を、先ほどいただいたので、お時間いただきます様、お話させていただきました。お話でいうとハウス側のところというお話を今伺いしましたが、私が見てたのが石産道路の方から拝見しておりまして、そちらの方には目が行き届かなくて申し訳ありません。
	関口博孝委員	どこまでを転用してるんだ。だいぶ砂利が敷いてるよ。パレットが置いてあって。
	事務局	どこまでが転用となりますと、この航空写真図で見ますと、今この建物があるところですね。道路の左側に筆がございます。この2筆は間違いはないですが、この左のところまで、確か転用になっていたかなと記憶ではございます。あくまでも記憶の話になりますので、この左側の2筆は間違いなく転用はとってありました。
	事務局 長	皆様、長時間ありがとうございます。私が4月から産業振興課長として、着任させてもらって、6ヶ月

		になります。そんな中で皆さんとお話をする中で、今感じてること、考えてることを少しだけお話させていただきたく、少しお時間をいただければと思います。先ほどの農業委員会のあるべき姿というところの中で、色々なご意見あるかと思います。皆さんのご意見というのは非常に重要で、重たいものであって、町行政にしても、非常に大事だということになります。なので皆さんの意見をもとに、納得した上で答えを出していくのがよろしいかなと考えているところでございます。農業委員会のあるべき姿というのは今現在、またいろいろと経験値で変わってくるかもしれませんが、お話をさせていただくと、我々が地域の農業発展を目指すための橋渡役、地域の農業を支える、牽引する存在であるべきというのが、今の考えでございます。違うよとお叱りを受けるかもしれませんが、今のところ私がこの6ヶ月で感じているところと皆さんの言葉をじっくり聞かせていただいた感想でございます。先ほど担当から、説明をさせていただいて、一つ一つ今回の除外についての6要件ということでこちらをクリアすればということの中で、一つ一つ前回から引き続きですね、もっと細かい説明しろということのご意見から、今日は説明をさせていただいたところでございます。そして安易に許可を出してるとか出していないとかという話もあるかと思いますが、先ほどの担当からの説明にも許可というのは原則許可をすることができないというふうになってます。ただ、転用行為は次のいずれかに該当する場合には例外的に許可をすることができるということで、例外規定がございますので、こちらに基づいて我々は法規的に判断するしかございません。それで本件の場合、公正な評価と、法令遵守、この二つじゃないかなと感じております。役場の人間がすぐ法律のこと、固いことを言いやがってと、お叱りになるかもしれませんが、あえて言わせていただきます。まず公正な評価というところの中では、皆さん、かなり感情も過小だとか偏見だとか、こういうのは抜きにして冷静に評価することが重要ということで、かなり皆さんもお気持ちだとかそういったものを抑えていただきながらお話をさせていただいてるところをありがたく思っているところでございます。次に法令遵守というところですね。こちら、適法な手続きや規定に従うべきというところは、どの世界においてもルールがありますので、こちらに従っていくと。ただ清廉な姿勢で向き合っていくというのが、考えでございます。私たちが前回の農業委員会の際に、農業委員会を軽んじてるんじゃないかというようなご意見もございました。いやしかしここはですね、そうではなく、県との協議の中で、我々が至らぬところを県
--	--	--

		にも補足していただいて、ご意見をいただきながら、石橋を叩いて、この石橋を叩くという意味は、我々農業委員会そして農業委員の皆様、推進委員の皆様を守るための石橋を叩くという行為でございますので何卒ここご理解いただければと思っているところでございます。先ほどより、勉強不足だということでお叱りもいただいております。確かに勉強不足でございますが、今現状のスタッフの中で、事務方としては考えられるところが、今のところこのような状況でございますので、本件について皆様のご意見をいただくものでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。今のこの6ヶ月で感じてることを一言。お前黙ってるんじゃないよというような事もあるかもしれませんので一言お話をさせていただいたところ。すいません。お時間ありがとうございました。
	坂本茂委員	最初に質問させていただいたんですが、これが(株)〇〇〇〇だから(株)●●●●だからということではなくて、先ほど色々な説明がありましたが、必要性和適当性と、合法性があれば、それぞれの案件で検討するのですが、いわゆる他のところも認めてくれる。これと同じようなところはいっぱいあるわけです。それは今後、検討していただいて、このテーブルに乗ることもあるっていうことを、きちんとお約束いただきたい。それだけです。
	産業振興課主査	そこは、相手が誰であれ、ご相談はさせていただきますのでお願いします。
	坂本茂委員	青地が白地になるよ。とても助かるよ。私も助かる。
	議長	時間も過ぎてますので、採決の方法ですが、こちらは前月の継続審議の案件でございますので、第12条による重要事項として、投票にしたいと思います。公平を期すために、無記名といたします。ただいまの出席委員は13名であります。次に開票立会人を指名いたします。立会人は先ほど指名させていただいた3名の方に引き続きお願いいたします。投票の方法も先ほどと同じ形でやりますので、よろしくお願いいたします。
	議長	投票箱を点検させます。

		～事務局が投票箱を掲げる。委員及び議長確認～
	議長	異常ありませんか
	議長	異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は無記名です。
	議長	これより、投票に移ります。職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。
	議長	それでは、お呼びします。
		～順番に廊下に出て1人ずつ投票～
	議長	投票漏れはございませんか。
		～なしの声～
	議長	投票を終了いたします。これより開票いたします。先ほど立会人に指名しました3名の方、開票場所へ立会いをお願いします。
	金井栄委員	ちょっといいですか。先ほどの嘆願書のコピーはどうしたら良いでしょうか。
	事務局	回収させていただきます。

		～開票、投票点検作業～ ～議長へ報告～
	議長	ありがとうございました。投票が終了しましたので結果を報告します。投票総数13票、これは先ほどの出席委員数に符号します。有効投票数は12票で無効投票数は1票です。有効投票数12票のうち、賛成が7票、反対が5票で、賛成多数でありますので申請通り、許可相当とすることに決定いたします。
	坂本 茂 委 員	こういう意見もありました。反対意見もありましたというのは県の方には行かないのですか。
	事 務 局	基本的には許可相当か不許可相当かなんです。
	菊地宏利委員	前回の餃子の時には反対意見にこういうのがあったって言うのを付けるといってましたよ。
	事 務 局	勉強させてください。すいません、それは、除外のときでしたか。
	坂 本 茂 委 員	除外です。これと同じような案件でした。要は、除外案件か、用途用変更かの違いだけです。用途変更でおかしいんじゃないかと引っかかったんです。
	木村隆之委員	許可相当ではなくて、意見を付けるということなんですよ。
	事 務 局	失礼しました。許可相当ではなく上里町に対してこういう意見ですという回答になりますので、基本的には賛成ではございますが、こういった意見がございましたということを意見書に付けさせていただくということでよろしいでしょうか。
	菊地宏利委員	前回は賛成ですが、半数ぐらいが反対と言う意見をつけて県に出すと言ってました。

[その他]	事務局	前回は参考にさせていただきます。
	議長	大変長い時間慎重審議ありがとうございました。以上で、本日用意いたしました全ての議案審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
	事務局	その他について ・農地パトロールについて ・次回の定例会について 10月25日（欣） 午後1時30分 役場協議会室
	会長代理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これを持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。
[閉会]		

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和6年9月25日

議 長

印

(森島 了 委員)

署 名 人

印

(菊地 宏利 委員)

署 名 人

印